

農業集落排水

10月請求分から適用

農業集落排水料金

【世帯人数4人の例】

- A 均等割 (一戸あたり) 2,200円
(2,000円×*1.10=2,200円)
- + -----
- B 人数割 (4人×550円/人) 2,200円
500円/人×*1.10=550円

- 料金総額 4,400円
(うち消費税額等 400円)

下水道

11月請求分から適用

下水道料金

【上水道使用世帯の例】
(上水道月使用量 25m³の場合)

- A 基本料金 (10m³まで) 1,540円
(1,400円×*1.10=1,540円)
- + -----
- B 従量料金 (15m³×176円/m³) 2,640円
(160円/m³×*1.10=176円)

- 料金総額 4,180円
(うち消費税額等 380円)

自家用井戸

【世帯人数4人の例】 認定汚水量 24m³
(6m³/人×4人=24m³)

- A 基本料金 (10m³まで) 1,540円
(1,400円×*1.10=1,540円)
- + -----
- B 従量料金 (14m³×176円/m³) 2,464円
(160円/m³×*1.10=176円)

- 料金総額 4,004円
(うち消費税額等 364円)

※上水道と自家用井戸を使用する世帯については、
各々算定した量の多い汚水量にて計算した料金となります。

公衆浴場汚水

- A 基本料金 (10m³まで) 1,540円
(1,400円×*1.10=1,540円)
- + -----
- B 従量料金 (10m³超分1m³につき) 55円
(50円/m³×*1.10=55円)

消費税改正により

上下水道料金 上水道加入負担金 集落排水使用料金 が変わります

消費税率が地方消費税と合わせ8%から10%に引き上げられ、10月1日から施行されました。水道事業及び下水道事業並びに農業集落排水事業は、それぞれ一つの事業者とみなされ納税義務者となります。今回の消費税率改正に伴い、各事業の料金が変わりますのでご理解ご協力をお願いいたします。

水道

10月1日以降の申請から適用

給水口径別加入負担金

| 口径 (mm) | 加入負担金 (消費税額10%込) | 計算方法 |
|---------|------------------|-------------------------------|
| 13 | 165,000円 | (150,000円×*1.10=165,000円) |
| 20 | 341,000円 | (310,000円×*1.10=341,000円) |
| 25 | 484,000円 | (440,000円×*1.10=484,000円) |
| 30 | 693,000円 | (630,000円×*1.10=693,000円) |
| 40 | 1,298,000円 | (1,180,000円×*1.10=1,298,000円) |
| 50 | 2,200,000円 | (2,000,000円×*1.10=2,200,000円) |
| 75 | 4,125,000円 | (3,750,000円×*1.10=4,125,000円) |
| 100 | 6,380,000円 | (5,800,000円×*1.10=6,380,000円) |

11月請求分から適用

水道料金

(量水器口径13mmで月使用量25m³の場合)

- A 基本料金 (10m³まで) 1,540円
(1,400円×*1.10=1,540円)
- + -----
- B 従量料金 (15m³×198円/m³) 2,970円
(180円/m³×*1.10=198円)
- + -----
- C 量水器使用料金 66円
(60円×*1.10=66円)

- 料金総額 4,576円
(うち消費税額等 416円)

考えよう！水のこと

健康のために
水を飲みましょう！

人のからだの約60%は水分でできています。からだの水分量がなくなると、熱中症や脳梗塞、心筋梗塞などの大きな病気を引き起こす可能性があります。こまめに水を飲むように心がけましょう。

節水も忘れずに！

水は私たちの暮らしに欠かせない大切な資源です。生活の中で水の無駄がないか見直しましょう。例えば、歯みがきの時、水を流しっぱなしにしていますか。コップ3杯程度で済む歯みがきも、流しっぱなしにすると1分間で6ℓの水を無駄にしてしまいます。

差額をチェック

④ 例 量水器口径13mmで25m³使用した場合

| | |
|--------------|---|
| 水道料金 | 1400円 + (180円×15m ³) + 60円 = 4,160円 |
| 基本料金 | 30m ³ までの従量料金 |
| 量水器使用料金 | |
| 下水道料金 | 1400円 + (160円×15m ³) = 3,800円 |
| 基本料金 | 30m ³ までの従量料金 |

消費税 8%

水道 4,160円 × 1.08 = 4,492円
下水道 3,800円 × 1.08 = 4,104円
合計 8,596円

消費税 10%

水道 4,160円 × 1.10 = 4,576円
下水道 3,800円 × 1.10 = 4,180円
合計 8,756円

差額
160円

問

役場上下水道課

水道事業 ☎ 81-1328

下水・農集事業 ☎ 81-1313

料金のお支払い方法は、便利な口座振替をおすすめします。
希望される方は、通帳とお届け印を持参のうえ、金融機関窓口にお申込みください。